

県では、平成23年4月を目途に、県立病院の地方独立行政法人化に向けた検討・準備を進めています。

今号では、第4号に引き続き、独法化に関する基礎的な知識をまとめてみました。



[独法化の基礎知識]

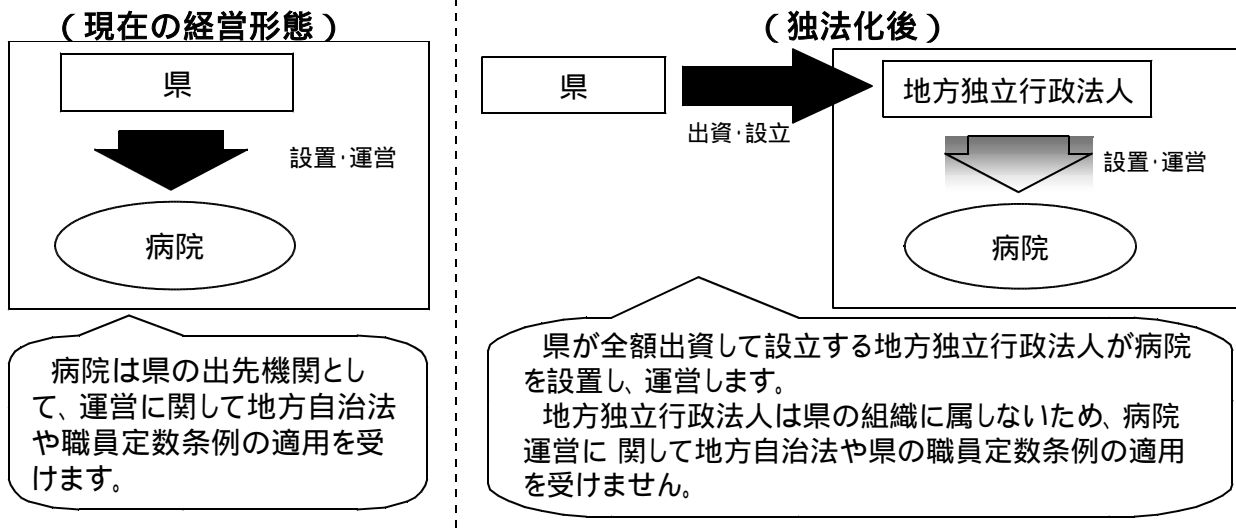
『地方独立行政法人制度に対するQ & A』

Q 今なぜ県立病院の経営形態を見直す必要があるのですか？

A 医療人材の不足や医療制度改革など、病院運営を取り巻く環境がめまぐるしく変化する中で、現在の経営形態では、病院運営に関する決定権が病院現場に与えられていないことから、迅速・柔軟な病院運営ができません。特に、職員の数をも今以上増やすことができない、という大きな問題点があります。

地方独立行政法人は県の組織に属さず、人事・予算など病院運営に関する決定権が法人に移譲されるため、病院を取り巻く環境の変化に迅速・柔軟に対応することが可能です。

医療の高度化や専門化などに的確に対応し、県民の皆さんの健康の保持増進に必要な医療を将来にわたって安定的に提供するためには、地方独立行政法人に移行する必要があると考えています。



Q 独法化によって病院はどう変わりますか？

A 「独法化しても変わらないこと」と「独法化で変わること」があります。

これまでと変わりません

病院の果たす役割は変わりません。

これまでどおり県民の皆さんが必要とする政策医療や高度・専門医療を提供します。

不採算医療の提供に必要な経費や病院の施設設備に必要な経費は法人化後も県が負担します。

病院の名称は、「県立総合医療センター」、「県立こころの医療センター」とする予定です。

法人化で、こう変わります

県の関与の仕方が変わります。

毎年度の病院組織・人事や予算などに関する県の事前関与がなくなり、県と法人との間で、予め取り決めた運営方針に沿って、法人自らが病院の運営を行います。

現場の実態に合わせた病院運営が可能になります。

病院の組織・人事や予算に関する権限が県から法人に移されるため、病院の実態に合わせた運営が可能になります。

Q 地方独立行政法人になると県との関わりは、具体的にどうなるのですか？

A 地方独立行政法人と県との関係を3つの側面から説明します。



(医療提供の面から)

県立2病院は、県の保健医療計画等において、周産期医療、へき地医療、災害時医療、感染症医療、精神科救急医療などの分野で本県の中核的な役割を果たすこととされています。法人化後は、地方独立行政法人が病院を運営しますが、これらの役割は、法人化後も変わることはありません。

(法人の設立・病院の運営の面から)

地方独立行政法人の設立に当たっては、県が全額を出資し、議会の議決を経て、定款を定める必要があります。

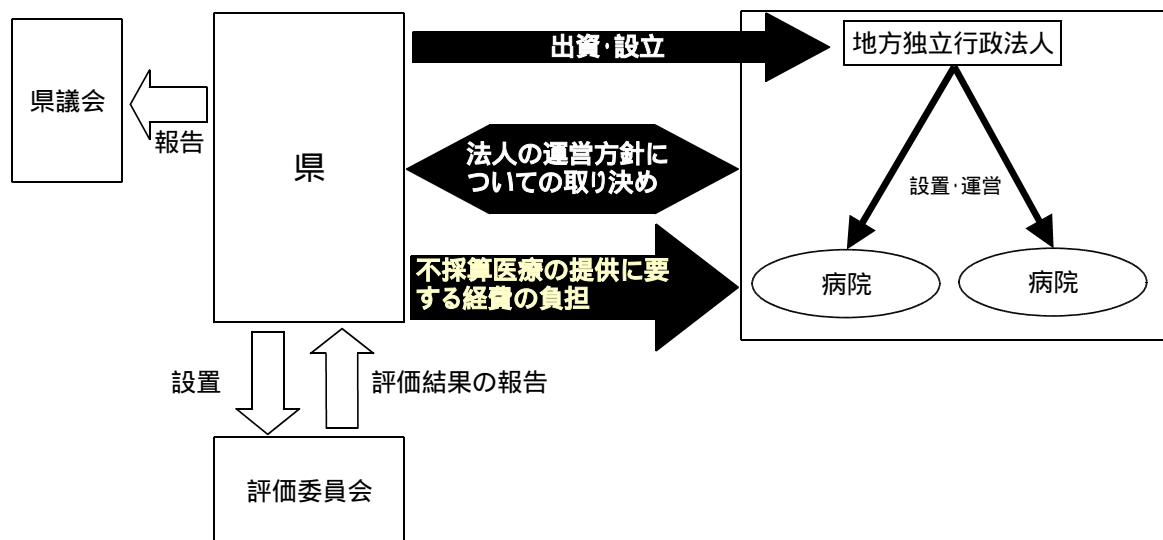
法人は県との間で、事前に、提供する医療の内容や予算の大枠など、法人の運営方針について取り決めを行い(中期目標、中期計画など)、法人はそれに沿って病院を運営します。

病院の運営状況については、県が設置した評価委員会が毎年度評価することになっており、評価結果については、知事及び県議会に報告されることになっています。

(県の経費負担の面から)

現在、へき地医療や周産期医療、精神科医療など不採算医療の提供に必要な経費のほか、病院施設や医療機器の整備に必要な経費などについては、法の定めにより、県が負担しています。

地方独立行政法人においても、同じ仕組みが法律で定められていますので、考え方は変わりません。



《ご意見をお寄せ下さい》

県では、法人化委員会での検討状況に対する職員のみなさんの御意見を受け付けています。みなさんからいただいた御意見は法人化委員会において委員へ報告することとしていますので、忌憚のない御意見をお寄せ下さい。

(提出先: 各病院事務局に設置の独法化意見箱)

NewsLetter

～ 山口県立病院の独法化について～ 第7号

発行: 健康福祉部医務保険課県立病院班

TEL: 083-933-2910

FAX: 083-933-2939

E-mail: a15100@pref.yamaguchi.lg.jp

